

平成24年度生駒市男女共同参画審議会委員委嘱式及び第1回審議会会議録（要旨）

- 1 日 時：平成24年5月15日（火） 午前10時から午前11時54分まで
- 2 場 所：生駒市役所 401会議室
- 3 出席者：榎村会長、立松副会長、上田委員、大原委員、長田委員、菊田委員、宮崎委員、柳田委員
山下市長<委嘱式>
(事務局) 新谷市民部長、上田人権施策課長、辻本男女共同参画プラザ所長
- 4 議事内容：1 辞令書交付
2 会長及び副会長の選出
「生駒市男女共同参画推進条例施行規則第11条第2項」に基づき、委員の互選により、榎村委員を会長に、立松委員を副会長に選出
3 会議案件
①生駒市の男女共同参画の概要について
②その他
- 5 傍聴者：なし
- 6 要 旨

(事務局) 【会議の公開と議事録の公開の了承確認】

<委嘱式>

(市長) 【辞令書交付】
【市長挨拶】

(事務局) 【委員紹介】

【会長及び副会長の選出】「生駒市男女共同参画推進条例施行規則第11条第2項」

(会長) 【就任挨拶】

会長にご推薦いただいた榎村でございます。
永くやっておりますのでどのくらいかなと思っておりましたが、先ほど市長さんのほうから、これから第3次プラン<生駒市男女共同参画行動計画 女と男 Y o u & I プラン (第3次)>の策定という今後の予定とお伺いいたしまして、それほど時間がたったのかと思っております。いくつか男女共同参画の施策や事業についてはステップがあったかと思うんですけども、これからというときにそれぞれの自治体において行財政改革を含めて、いろんな事業をどうしていこうかという雰囲気も全体にございますし、新たな段階を迎えているなと思っております。理念とか法整備はできたわけでございますけれども、法整備ができたとしても具体的に全てが実現しているかといえば、まだまだで、枠はできたけれども中味を具体的にいかにしていくかというようなところがこれからで、委員の皆様のご具体的な指摘とかご提案とかいただきまして、実りのある審議会にしていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

<審議会>

(事務局) 【会長に議事進行依頼】「生駒市男女共同参画推進条例施行規則第12条」
これより案件に移りたいと思いますが、本日は第1回目であり、新しい委員さんもおられますので、会長より今一度、男女共同参画についての基本的なお話をお願いしたいと思います。

(事務局) 榎村会長は、生駒市男女共同参画条例策定や、生駒市男女共同参画行動計画 ^{ひと}女と^{ひと}男 ^ゆY o u & ^{あい}I プラン (第2次) 策定に深く関わっていただいております。生駒市の男女共同参画を充分ご理解いただいております。今後の審議会の審議の参考になると考えております。

それでは、榎村会長よろしく申し上げます。

(会 長) 男女共同参画は何によって動いているかということですが、1975年「国際婦人年」というものがございました。国連の経済社会理事会のなかで、女性の権利、人権保護のようなものが話し合われ、その流れの中ででてきたのが1975年の国際婦人年です。しかし一挙に世界の中は変わらないので、それに続く「国連婦人の10年」という10年を区切り、その10年の間にそれぞれの国が基盤整備をしようと動いてきた。それで到達目標として1985年、10年後に「女子差別撤廃条約」を各国々が批准していこうという動きになった。ところが日本では、女子差別撤廃条約に批准するにはいくつか障害がありました。国籍法、教育においても家庭科は女子だけ、雇用の分野においても大きな問題があった。もう一つは年金権の問題。今では当たり前のことが、当時は条約を批准するには大きな壁になっていた。条約批准に向けていろいろなことが整備されてきた。そして1999年に至るわけですが、1985年から14年もかかっている。「女子差別撤廃条約」の個別は改正されたけれども、大きく男女共同参画をすすめる基本的な法律がなかった。そこでできたのが、男女共同参画社会基本法です。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

- ①男女の人権の尊重(第3条)
- ②社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)
- ③政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)
- ⑤国際的協調(第7条)

以上説明させていただきましたが、引き続いて生駒市の行動計画について事務局から申し上げます。

(事務局) まず、「生駒市男女共同参画行動計画 ^{ひと}女と^{ひと}男 ^ゆY o u & ^{あい}I プラン (第2次)」の概要をご覧ください。

本市では、男女共同参画社会の形成に関する施策のより一層の総合的、計画的な推進を図るため、2005年(平成17年)6月に「生駒市男女共同参画行動計画 ^{ひと}女と^{ひと}男 ^ゆY o u & ^{あい}I プラン (第2次)」を策定いたしました。

真に男女平等の社会を実現するため、「女と男、その人権の尊重」「女と男、あらゆる分野への共同参画」「女と男、あらゆる分野での連携・協働」の三つを基本理念としております。

次に、総合的に計画を推進し、効率的な取り組みを進めるために、

- 「男女が人権を尊重し合えるまちをつくりましょう」
- 「男女が共にあらゆる分野に参画できるまちをつくりましょう」
- 「生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちをつくりましょう」
- 「男女共同参画社会の実現をみんなで進めましょう」

の4つの基本目標を定めております。

この4基本目標に8つの基本方針と23の基本施策がツリー状につながって計画の施策体系を形成しております。

(事務局) 次に「生駒市男女共同参画行動計画 ^{ひと ひと ゆ う あい} 女と男 You & I プラン (第2次)」の実施計画の平成22年度～平成26年度をご覧ください。

この実施計画は、前半の実施計画の進捗状況や国内外の動向、社会経済情勢の変化などに対応し、2010年度から2014年度までの後半の5年間の実施計画をまとめたものです。

本市における今までの取り組みとしましては、先の第2次行動計画を2005年6月に策定し、2008年2月には「生駒市男女共同参画都市宣言」を行い、同年4月に「生駒市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、「女性センター」を2008年に男女共同参画推進の活動拠点として「男女共同参画プラザ」に改称し、「交流、講座、情報の収集・提供、女性の相談」の4つの機能を中心に事業を展開しております。「第2次行動計画」の前半の取り組みの成果や進捗状況を踏まえ、後半の実施計画をより実効性のあるものとしていくために

今後の重点施策として

- ①男女共同参画社会の実現のため、市民等への啓発のさらなる推進
- ②市役所が男女共同参画を推進するモデル的な事業所として、職場づくりのさらなる推進
- ③男女が生涯を通じて自分の健康を管理し、保持・増進できるようさらなる推進
- ④具体的に施策を推進する中心的機関として、男女共同参画プラザの役割のさらなる推進

を図っていきたいと考えています。

後半の実施計画の、最近の生駒市の取り組みといたしましては、「男女共同参画施策推進職員部会」から生まれました「生駒市男女共同参画シンボルマーク」(啓発用シール)を作成し、市役所内部へ配布し啓発に活用したり、職員研修として「公的刊行物における男女共同参画の視点」についての研修会の開催等を実施いたしました。

以上で説明を終らせていただきます。続きまして、男女共同参画プラザの概要について説明させていただきます

(事務局) お手元の、「男女共同参画プラザの概要」をご覧ください。

主な業務といたしまして、講座、情報の収集や提供、女性相談、交流の4つの業務を中心に事業を行っております。

まず、講座についてですが、5ページから7ページをご覧ください。

特に23年度は、6ページにありますが、男性、或いは夫婦で第二の人生を考えていただくという主旨で、「第二の人生の旅デザイン」セミナーを実施しました。(講座の様子は30号7ページに掲載)

また、毎年、男女共同参画週間の6月23日～29日に、「^{ひと ひと ゆ う あい}いこま女と男 You & I フェスタ」を開催し、講演会を行っております。

24年度は、お手元のチラシのとおり、講師にアナウンサーの笠井信輔さんをお招きし、「息子3人 アナウンサー・記者夫婦奮闘物語」と題して講演を開催させていただきます。

また、7ページですが、出前講座としまして、若いうちからDVの正しい知識を持ってもらうためにデートDVの研修を実施しました。

(VIVID 29号3ページに様子を掲載しています)

なお、今年度も奈良北高校からの研修依頼をいただいております。

情報収集・提供についてですが、お手元にもお配りしておりますが、「^{ひと ひと ゆ う あい}Vivid You & I」の情報誌を年2回発行し、情報の提供を行っております。

(今回の30号は創刊から15年目となっています)

次に相談業務についてですが、14ページからですが、女性の抱える悩みの相談に電

話、或いは面談で応じております。

概要には入っておりませんが、男女共同参画をわかりやすく表現したリーフレットを作成しましたので、機会あるごとに活用を予定しております。

以上で説明を終らせていただきます。

(会 長) 生駒市の取り組みを説明いただきましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。感想でも結構です。

(委 員) 啓発用シールのことを知らなかったが。

(事務局) これは、職員部会での成果物で、職員に対する男女共同参画の啓発用に作成した。今後も使っていく、広げていきたいと思っている。

(委 員) 弁護士相談は女性のための法律相談か。女性の方しか相談できないのか。

(事務局) 一般の法律相談は市に別にある。それとは別枠で女性のための法律相談ということでつくった。弁護士も女性。男性の場合は、市の生活安全課で法律相談をやっている。市との法律相談と区別している。

(委 員) 男性の相談も必要だと思うが、法務局で相談を受けていても女性からの相談が多い。

(事務局) 仮に違う相談（相談者の相談内容が当該相談業務と違う場合など）であってもすぐには断らない。一通り聞かせていただいて、次回からはここにというように案内している。

(委 員) 男性の自殺率も増えていて、悩んでいる男性もいる。男性が相談をするところがあるのか。

(事務局) 健康課で今年度から相談を受け付けている。(ほーとほっとルーム) 男女問わず相談できる。

(委 員) 市民はどこに相談していいかわからないのではないか。

(委 員) 相談は、どこでもかまわないから、まずは行くということ。社会福祉協議会でも相談業務をやっているが、全てお受けする。

(会 長) なぜ、これ（女性相談）ができたかという、いままでの固定的な役割分担みたいなのに固まっていて相談を受けると、「これはあなたの仕事でしょ」と、たとえば言われたり、理解されないということから、男女共同参画がする相談というのができた。相談業務にも男女共同参画の視点を持ってもらいたい。

(会 長) 他にございませんか。

(委 員) 奈良県や生駒市の状況は、全国に比べて女性の就労率が低い。地域的な問題もありますし、まだまだ課題は多い。

(会 長) しかし、V i v i d 3 0号をみえますと、生駒市は女性市会議員の比率が高いですね。生駒市自治会長の女性比率も高いですね。

(委 員) 民生委員もどちらかといえば女性が多い。

(事務局) 多いところと少ないところにばらつきがある。

(委員) 奈良県の女性校長は、近畿で一番少ない。生駒市は学校の数でいくと小学校12校中女性校長4名が多いが、県下全体では30名程度(公立小中学校のみ)という状況。学校では、男女混合名簿を使っている。健康診断など理由や必要があつて分けないといけないときは分けますが、特に問題はない。

(会長) (混合名簿に関する各委員の意見を受け)
いろいろな意見はあるが、基本に立ち返ればよい。ジェンダー統計は必要。分けて統計をしておかないと、たとえば女性であるか男性であるか採用のときに差別されるのは問題でしょ。たとえば現実に大学で何学部にも女性が多い、男性が多いというのは統計を取らないと分からない。理工系は未だに女性が少ない。それが色んなところに影響する。雇用でも土木部系に女性が少ないと採用もできない。だから統計を取って、今どのように偏っているかみることが必要。個人の能力とか特性に応じてあらゆるところで人生が送れるというのが基盤で、そこさえ押さえれば、手法でひっかかることもない。

(会長) 今日は概要ということでしたが、今後どうしていくかということですが、おおよその予定をお伝え願います。

(事務局) 生駒市男女共同参画行動計画 ひと ひと ゆ う あい 女と男 You&Iプラン(第2次)が平成26年度末までであり、生駒市男女共同参画行動計画 ひと ひと ゆ う あい 女と男 You&Iプラン(第3次)に向け、平成25年度に意識調査をするに当たって、事務局で資料を精査させていただいて、それをご提示させていただき、ご意見、ご検討をいただきたいと考えております。また、毎年度していただいております事業実績報告もさせていただきます。

(会長) 他にないようでしたら、これで終了させていただきます。